

「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格」の一部改正について

別添 1-1 オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（医科用）

1 第1章の3（4） ア（ア） 医療機関情報レコード中

「

診療科コード	数字	2	可変	1 旧総合病院の場合は、診療科コード（別表4）を記録する。 2 旧総合病院以外の場合は、記録を省略する。	
--------	----	---	----	---	--

」

を

「

予備	数字	2	可変	記録を省略する。	
----	----	---	----	----------	--

」

に改める。

2 第1章の3(4) イ レセプト共通レコード中

「

個別診療科	数字	2	可変	<p>1 旧総合病院又は旧総合病院以外の保険医療機関で診療科別に記録する場合は、診療科コードを記録することができる。</p> <p>2 個別診療科の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。</p>	
-------	----	---	----	---	--

」

を

「

旧診療科	数字	2	可変	<p>1 平成22年3月診療以前分の旧総合病院のレセプトの場合、診療科名コード(別表10)を記録する。</p> <p>2 その他の場合は、記録を省略する。</p>	
------	----	---	----	---	--

」

に

「

検索番号	数字	30	可変	<p>1 検索番号を記録する。 (17~30桁で構成する。)</p> <p>2 一次請求の場合は、記録を省略する。</p>	審査支払機関から返戻される返戻ファイル及び審査支払機関に再請求する再請求ファイルに記録する。
------	----	----	----	---	--

」

を

「

検索番号	数字	30	可変	<p>1 検索番号を記録する。 (17~30桁で構成する。)</p> <p>2 審査支払機関から返戻される返戻ファイルの請求データと履歴請求データ及び再審査等返戻ファイルの請求データに記録する。</p> <p>3 審査支払機関に再請求する返戻ファイルに係る再請求ファイルの請求データと履歴請求データ及び再審査等返戻ファイルに係る再請求ファイルの請求データに記録する。</p> <p>4 その他の場合は、記録を省略する。</p>	一次請求の場合は、記録を省略する。
------	----	----	----	---	-------------------

」

に

「

記録条件仕様年月情報	数字	5	可変	<p>1 記録条件仕様公表年月を“GYMM”の形式で記録する。</p> <p>2 一次請求又は再請求の場合は、記録を省略する。ただし、履歴管理ブロックの履歴請求データについては、審査支払機関で記録されたままとする。</p>	
------------	----	---	----	---	--

」

を

「

記録条件仕様年月 情報	数字	5	可変	<ol style="list-style-type: none"> 1 記録条件仕様公表年月を“GYMM”の形式で記録する。 2 審査支払機関から返戻される返戻ファイルの請求データと履歴請求データ及び再審査等返戻ファイルの請求データに記録する。 3 審査支払機関に再請求する返戻ファイルに係る再請求ファイルの履歴請求データに記録する。 4 その他の場合は、記録を省略する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 一次請求の場合は、記録を省略する。 2 履歴請求データについては、審査支払機関で記録されたままとする。
----------------	----	---	----	---	--

」

に

予備	数字	2	可変	1 別に定める医療法診療科コード（別表 1 1）を記録する。 2 医療法診療科を定めない場合は、記録を省略する。	当分の間記録を省略する。
予備	数字	3	可変	1 別に定める医療法診療科コード 1（別表 1 2）を記録する。 2 医療法診療科 1 を定めない場合は、記録を省略する。	
予備	数字	3	可変	1 別に定める医療法診療科コード 2（別表 1 3）を記録する。 2 医療法診療科 2 を定めない場合は、記録を省略する。	
予備	数字	3	可変	1 別に定める医療法診療科コード 3（別表 1 4）を記録する。 2 医療法診療科 3 を定めない場合は、記録を省略する。	
予備	数字	3	可変	1 別に定める医療法診療科コード 4（別表 1 5）を記録する。 2 医療法診療科 4 を定めない場合は、記録を省略する。	

を

診療科 1	診療科名	数字	2	可変	1 診療科を記録する場合は、別に定める診療科名コード（別表 1 0）を記録する。 2 診療科名の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。	1 当該患者の傷病に対して診療を行った診療科を記録する。 なお、複数の診療科を記録する場合は、原則、請求点数の高い診療科から順に記録する。ただし、診療科 2 及び 3 は、外来診療の場合に記録する。 2 「人体の部位等」、「性別等」、「医学的処置」及び「特定疾病」のいずれかに記録がある場合、「診療科名」に別表 1 0 の診療科コードの記録を要する。
	人体の部位等	数字	3	可変	1 診療科を記録する場合は、別に定める人体の部位等コード（別表 1 1）を記録する。 2 人体の部位等の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。	
	性別等	数字	3	可変	1 診療科を記録する場合は、別に定める性別等コード（別表 1 2）を記録する。 2 性別等の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。	
	医学的処置	数字	3	可変	1 診療科を記録する場合は、別に定める医学的処置コード（別表 1 3）を記録する。 2 医学的処置の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。	
	特定疾病	数字	3	可変	1 診療科を記録する場合は、別に定める特定疾病コード（別表 1 4）を記録する。 2 特定疾病の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。	

に改める。

診療科 2	診療科名	数字	2	可変	<p>1 診療科を記録する場合は、別に定める診療科名コード（別表10）を記録する。</p> <p>2 診療科名の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。</p>	<p>1 当該患者の傷病に対して診療を行った診療科を記録する。</p> <p>なお、複数の診療科を記録する場合は、原則、請求点数の高い診療科から順に記録する。ただし、診療科2及び3は、外来診療の場合に記録する。</p> <p>2 「人体の部位等」、「性別等」、「医学的処置」及び「特定疾病」のいずれかに記録がある場合、「診療科名」に別表10の診療科コードの記録を要する。</p>	
	組み合わせ名称	人体の部位等	数字	3	可変		<p>1 診療科を記録する場合は、別に定める人体の部位等コード（別表11）を記録する。</p> <p>2 人体の部位等の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。</p>
		性別等	数字	3	可変		<p>1 診療科を記録する場合は、別に定める性別等コード（別表12）を記録する。</p> <p>2 性別等の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。</p>
		医学的処置	数字	3	可変		<p>1 診療科を記録する場合は、別に定める医学的処置コード（別表13）を記録する。</p> <p>2 医学的処置の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。</p>
		特定疾病	数字	3	可変		<p>1 診療科を記録する場合は、別に定める特定疾病コード（別表14）を記録する。</p> <p>2 特定疾病の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。</p>
診療科 3	診療科名	数字	2	可変	<p>1 診療科を記録する場合は、別に定める診療科名コード（別表10）を記録する。</p> <p>2 診療科名の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。</p>		
	組み合わせ名称	人体の部位等	数字	3	可変	<p>1 診療科を記録する場合は、別に定める人体の部位等コード（別表11）を記録する。</p> <p>2 人体の部位等の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。</p>	
		性別等	数字	3	可変	<p>1 診療科を記録する場合は、別に定める性別等コード（別表12）を記録する。</p> <p>2 性別等の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。</p>	
		医学的処置	数字	3	可変	<p>1 診療科を記録する場合は、別に定める医学的処置コード（別表13）を記録する。</p> <p>2 医学的処置の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。</p>	
		特定疾病	数字	3	可変	<p>1 診療科を記録する場合は、別に定める特定疾病コード（別表14）を記録する。</p> <p>2 特定疾病の記録は任意であり、記録しない場合は記録を省略する。</p>	

を追加する。

3 第1章の3(4) ウ(ア) 保険者レコード中

「

職務上の事由	数字	1	可変	<p>1 船員保険の被保険者については、職務上の取扱いとなる場合のみ職務上の事由コード(別表16)を記録する。</p> <p>2 共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合のみ職務上の事由コード(別表16)を記録する。</p> <p>3 その他の場合は、記録を省略する。</p>	
--------	----	---	----	---	--

」

を

「

職務上の事由	数字	1	可変	<p>1 船員保険の被保険者については、職務上の取扱いとなる場合のみ職務上の事由コード(別表15)を記録する。ただし、「1職務上」及び「3通勤災害」については、災害発生時が平成21年12月31日以前のものに限る。</p> <p>2 共済組合の船員組合員については、下船後3月以内の傷病で職務上の取扱いとなる場合のみ職務上の事由コード(別表15)を記録する。</p> <p>3 その他の場合は、記録を省略する。</p>	
--------	----	---	----	--	--

」

に改める。

4 第1章の3(4) オ(ア) 診療行為レコード中

「

1日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	平成24年3月診療分までの間記録を省略する。ただし、診療報酬明細書の記載要領の各規定により摘要欄に算定日を記載することとされている項目については、コメントに記録する。
2日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
3日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
4日の情報 ～ 28日の情報					
29日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
30日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
31日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	

」

を追加する。

5 第1章の3(4) オ(イ) 医薬品レコード中

「

1日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	平成24年3月診療分までの間記録を省略する。ただし、診療報酬明細書の記載要領の各規定により摘要欄に算定日を記載することとされている項目については、コメントに記録する。
2日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
3日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
4日の情報 ～ 28日の情報					
29日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
30日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
31日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	

」

を追加する。

6 第1章の3(4) オ(ウ) 特定器材レコード中

「

1日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	平成24年3月診療分までの間記録を省略する。ただし、診療報酬明細書の記載要領の各規定により摘要欄に算定日を記載することとされている項目については、コメントに記録する。
2日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
3日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
4日の情報 ～ 28日の情報					
29日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
30日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	
31日の情報	数字	3	可変	1 回数を記録する。 2 回数を記録しない場合は、記録を省略する。	

」

を追加する。

7 第1章の3(4) キ(ア) 臓器提供医療機関情報レコード中

「

診療科コード	数字	2	可変	<p>1 臓器提供医療機関が旧総合病院の場合は、診療科コード(別表4)を記録する。ただし、臓器提供医療機関区分が“1”の場合であって、かつ同一の診療科である場合は、記録を省略する。</p> <p>2 旧総合病院以外の場合は、記録を省略する。</p>	
--------	----	---	----	--	--

」

を

「

予備	数字	2	可変	記録を省略する。	
----	----	---	----	----------	--

」

に改める。

8 第1章の3(4) キ(イ) 臓器提供者レセプト情報レコード中

「

氏名	英数 又は 漢字	40	可変	<p>1 姓名を記録する。</p> <p>2 姓と名の間に“スペース”を1桁記録する。</p> <p>3 姓名が40バイトに満たない場合は、後続する“スペース”を省略しても差し支えない。</p> <p>4 英数モードと漢字モードの文字を混在して記録しない。</p>	<p>モード毎の桁数は次のとおりとする。</p> <p>英数:40桁</p> <p>漢字:20桁</p>
----	----------------	----	----	--	--

」

を

「

予備	英数 又は 漢字	40	可変	記録を省略する。	臓器受容者のレセプトが平成22年3月診療以前分の場合、当時の記録条件仕様に基づき、氏名を記録する。
----	----------------	----	----	----------	---

」

に改める。

9 別表4 診療科コード

別表4 診療科コード

コード名	コード	内容
診療科コード	01	内科
	02	精神科
	03	神経科
	04	神経内科
	05	呼吸器科
	06	消化器科
	07	胃腸科
	08	循環器科
	09	小児科
	10	外科
	11	整形外科
	12	形成外科
	13	美容外科
	14	脳神経外科
	15	呼吸器外科
	16	心臓血管外科
	17	小児外科
	18	皮膚泌尿器科
	19	皮膚科
	20	泌尿器科
	21	性病科
	22	こう門科
	23	産婦人科
	24	産科
	25	婦人科
	26	眼科
	27	耳鼻いんこう科
	28	気管食道科
	30	放射線科
	31	麻酔科
	33	心療内科
	34	アレルギー科
	35	リウマチ科
	36	リハビリテーション科

を廃止する。

10 別表9 レセプト特記事項コード中

コード名	コード	内容
レセプト特記事項コード	15	経過

を削除する。

11 別表10 診療科名コード

「

別表11 医療法診療科コード

コード名	コード	内容
医療法診療科コード	01	内科
	02	精神科
	09	小児科
	10	外科
	19	皮膚科
	20	泌尿器科
	23	産婦人科（産科又は婦人科）
	26	眼科
	27	耳鼻いんこう科
	30	放射線科（放射線診断科又は放射線治療科）
	34	アレルギー科
	35	リウマチ科
	36	リハビリテーション科
	37	病理診断科
	38	臨床検査科
39	救急科	

」

を

別表10 診療科名コード

コード名		コード	内容	
診療科名 コード	診療科コード	01	内科	
		02	精神科	
		09	小児科	
		10	外科	
		19	皮膚科	
		20	泌尿器科	
		23	産婦人科（産科又は婦人科）	
		26	眼科	
		27	耳鼻いんこう科	
		30	放射線科（放射線診断科又は放射線治療科）	
		31	麻酔科	
		34	アレルギー科	
		35	リウマチ科	
		36	リハビリテーション科	
		37	病理診断科	
		38	臨床検査科	
		39	救急科	
		経過措置診療科 コード	03	神経科
			04	神経内科
	05		呼吸器科	
	06		消化器科	
	07		胃腸科	
	08		循環器科	
	11		整形外科	
	12		形成外科	
	13		美容外科	
	14		脳神経外科	
	15		呼吸器外科	
	16		心臓血管外科	
	17		小児外科	
	18		皮膚泌尿器科	
	21	性病科		
	22	こう門科		
24	産科			
25	婦人科			
28	気管食道科			
33	心療内科			

に改める。

1 2 別表 1 1 人体の部位等コード

「

別表 1 2 医療法診療科 1 コード

」

を

「

別表 1 1 人体の部位等コード

」

に改める。(別表の内容は変更なし)

1 3 別表 1 2 性別等コード

「

別表 1 3 医療法診療科 2 コード

」

を

「

別表 1 2 性別等コード

」

に改める。(別表の内容は変更なし)

1 4 別表 1 3 医学的処置コード

「

別表 1 4 医療法診療科 3 コード

」

を

「

別表 1 3 医学的処置コード

」

に改める。(別表の内容は変更なし)

1 5 別表 1 4 特定疾病コード

「

別表 1 5 医療法診療科 4 コード

」

を

「

別表 1 4 特定疾病コード

」

に改める。(別表の内容は変更なし)

16 別表23 臓器提供区分コード中

「

コード名	コード	内 容
臓器提供部分コード	2	骨髄提供者

」

を

「

コード名	コード	内 容
臓器提供部分コード	2	造血幹細胞提供者

」

に改める。